平成２２年（フ）第２５９８号
福岡県春日市伯玄町２丁目51番地モントーレ春日アヴァンティ606号
債務者　網田　奈美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７３７号
福岡市南区長住３丁目51番102号
債務者　尾山　幸助
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８３２号
福岡県春日市上白水２丁目84番地前田荘203号
債務者　岩崎　貴志
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９０５号
福岡市西区小戸４丁目29番40―305号
債務者　眞弓　純一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９１９号
福岡市博多区吉塚７丁目２番27―302号
債務者　川村　豊治
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３００４号
福岡市西区野方２丁目30番20号
債務者　森下　敏男
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２７号
福岡市城南区樋井川４丁目14番１―103号
債務者　井谷　仁一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２８号
福岡市城南区樋井川４丁目14番１―103号
債務者　井谷久美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０８７号
福岡市南区塩原３丁目26番18―607号
債務者　龍　　孝子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０９７号
福岡市西区今津1708番地
債務者　石原あつ子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１０２号
福岡市早良区西新４丁目４番15号
債務者　前田亜由美（旧姓廣）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１２７号
福岡市西区大字吉武581番地
債務者　瀧田久美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１５６号
福岡市博多区冷泉町１番20―403号
債務者　竹尾圭一郎
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１９２号
福岡市南区三宅２丁目８番15号
債務者　松本奈美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１９３号
福岡市東区若宮３丁目10番12―105号
債務者　渡邉十三次
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１９５号
福岡市博多区吉塚本町２番52号
債務者　吉武　民生
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２０１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中92番地１リバーサイド篠栗203号
債務者　門脇　　亮
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２０２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中92番地１リバーサイド篠栗203号
債務者　門脇佳代子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部